

上尾市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和2年4月24日に提出された上尾市職員措置請求書について、同条第5項の規定により、監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年6月23日

上尾市監査委員	小 林 二三男
上尾市監査委員	矢 部 勝 巳
上尾市監査委員	鈴 木 彬

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

(省 略)

2 請求書の提出日

令和2年4月24日

3 請求の内容

上尾市教育委員会教育長の令和元年 5 月分出張費の一部返還に関する措置請求の要旨

上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、令和元年5月9日・10日、長野県松本市で開かれた「関東都市教育長協議会」に出向いた際、1日目に都内の自宅まで公用車を迎えに来させ松本まで行き、その公用車をその日は上尾に帰し、翌日に再び松本まで呼び戻したうえで上尾まで戻っている。

このように、長野県松本市という遠隔地に行くために公用車を使用する必要性は見当たらない。それは、総会・記念講演会・分科会のいずれも松本駅の至近距離にあるホテルのみを会場として開催されていること、同月中に富山県富山市で開催された「全国都市教育長協議会」には鉄道を利用していることから明らかである。

公用車の使用により往復の高速道路代やガソリン代等の経費がかかり、この経費と鉄道を利用したとした場合の経費とを比較すると2倍以上公用車の方が経費を要し、結果的に市は余分な歳出をしたことになる。

よって、本来、市が支出する必要のなかった経費の差額について、松本まで出向いた当事者である教育長に対して市への返還を求めるものである。

・具体的な額の算出方法

<公用車を使用した際にかかった経費> 33,074円

<鉄道を利用した場合の経費> 15,610円 差額 17,464円

したがって、「教育長は、令和元年5月の出張に関わる不当な歳出の差額分17,464円を上尾市に返還すべきである」との措置を要求する。

法的根拠は、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められていることによる。

加えて、上尾市監査基準第2条（監査等の範囲及び目的）に照らしても、上述の教育長の公用車使用にかかる経費は、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅

行した場合の旅費」の額を大きく上まわることから、上尾市監査委員においては厳正な監査をお願いするものである。

4 事実証明書（請求人から提出された「別紙 事実証明書」に沿って文書名を記載）

- ① 令和元年7月16日付け上教総第213号文書「行政文書一部公開決定通知書」
- ② 上記により一部公開された「関東都市教育長総会・研修会」（2019.5.09-5.10）にかかる「開催文書」（②-1～②-3まで）
- ③ 令和元年7月16日付け上教総第215号文書「行政文書一部公開決定通知書」
- ④ 上記により一部公開された「関東都市教育長総会・研修会」（2019.5.09-5.10）に出向いた際の「旅行命令簿」
- ⑤ 令和元年7月29日付け上総第263号文書「行政文書公開決定通知書」
- ⑥ 上記により公開された当日の公用車の「車両運転日報」（⑥-1・⑥-2）
- ⑦ 令和元年7月29日付け上総第262号文書「行政文書公開決定通知書」
- ⑧ 上記により公開された「ETCコーポレートカード利用明細書」
- ⑨ 教育委員会教育長の給与に関する条例（該当する条項を転記したもの）
- ⑩ 上尾市職員の旅費に関する条例（該当する条項を転記したもの）
- ⑪ 地方自治法および解説（別紙）
- ⑫ 公用車使用の際の経費計算書（⑫-1～⑫-3）
- ⑬ 電車（JR）使用の際の経費計算書（⑬-1・⑬-2）
- ⑭ 会場となったホテルの場所の地図（⑭-1・⑭-2）
- ⑮ 上尾市HP「教育委員会のあらまし」より、教育長についての説明文
- ⑯ 「住民監査請求による監査結果（平成31年4月19日付）」のうち、監査委員による「意見」
- ⑰ 「平成31年上尾市教育委員会3月定例会議案資料（追加分）」議案17号
- ⑱ 「平成31年上尾市教育委員会4月定例会/報告事項2」（上尾市教育委員会HP「教育委員会会議結果」の該当部分を引用）
- ⑲ 「上教総第283号（平成30年8月27日付け）」（別紙）
- ⑳ 2019年9月27日2018年度決算の審査を行う決算特別委員会の会議録から抜粋

5 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和2年4月24日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求書内容及び請求人の陳述内容を勘案して、監査請求の趣旨を次のように解した。
本件請求は、教育長が令和元年5月に長野県松本市へ出張した際に、鉄道を利用せず1日目・2日目ともに公用車を往復させた結果、地方自治法第2条第14項の規定に照ら

し、市に不当な公金の支出が生じたものであり、教育長に対し、当該不当な公金の支出に相当する額について返還するよう措置請求があったものである。

したがって、教育長が令和元年5月に長野県松本市へ出張した際の公用車の使用により、市に不当な支出が生じたかを監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年5月22日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人による陳述がなされた。

また、請求人より事実証明書として、⑮から⑳までの追加の書類の提出があった。

3 監査対象部

総務部、教育長及び教育総務部を監査対象とし、関係職員から事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求に係る事実関係について、関係書類の調査及び事情聴取により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 教育長の出張の状況

教育長は、令和元年5月9日・10日に長野県松本市で開催された関東都市教育長協議会総会に公務として参加していた。

1日目は午後1時15分に総会が開会し、総会に続いて記念講演や情報交換会が行われたことから、教育長は会場近くの宿泊施設に宿泊していた。2日目には分科会が開かれ、終了したのは午前11時であった。

本件出張にあたって、教育長は公用車を使用しており、このことについては使用した公用車の車両運転日報に次のとおり記録されており、1日目・2日目とも公用車は市役所と松本市の間をそれぞれ往復していた。

	使用の目的	運行区間	運行時間	員数	キロ数
5/9(木)	関東教育長会議	〇〇(教育長自宅付近町名) 松本市(長野県)	7:20~18:30	2	始 33,283 終 33,794
5/10(金)	関東教育長会議	松本市(長野県)	7:30~15:20	2	始 33,794 終 34,266

また、関係職員への事情聴取によると、本件出張にあたっての公用車の使用は、適正な手続により行われているとのことであった。なお、旅行命令簿においては、教育長の旅行命令は市長が、総務部総務課(以下「総務課」という。)に所属する自動車運転手の旅行命令は総務課長がそれぞれ旅行命令権者として決裁しており、出張後には教育長による出張報告書が作成されていた。

(2) 本件出張に要した経費

市の公用車の運行に伴う有料道路通行料や燃料費などの経費は、総務課において予算を計上しており、総務課が起票した支出負担行為票兼支出命令票によると本件出張に伴う公用車の運行経費として、次のとおり支出していた。

ア 有料道路通行料

E T Cカード利用による有料道路通行料は、その月に利用した額を集計し、大口多頻度割引を適用した上で、請求に基づき支出している。令和元年5月分については、事業者に対し、同年6月28日に61,293円が支出されていることを確認した。

このうち、本件出張に係る有料道路通行料は、次のとおりであった。

(1日目) 往路分	6,140円	復路分	5,810円	計	11,950円
(2日目) 往路分	5,810円	復路分	5,810円	計	11,620円
(大口・多頻度割引適用額)	1,922円			合計	21,648円

割引適用額の算出方法

本件出張に伴う割引対象額17,110円を基に、次の算式により1,922円と算出

・5千円を超え、1万円までの部分 $10\% \quad 5,000円 \times 10\% = 500円$

・1万円を超え、3万円までの部分 $20\% \quad 7,110円 \times 20\% = 1,422円$

イ 燃料費

燃料費は、埼玉県石油商業組合上尾支部に加盟する給油所ごとに、その月に給油した総数量に市があらかじめ協議した燃料単価を乗じて得た額を請求に基づき支出している。教育長が使用した公用車の令和元年5月分については、給油した事業所に対し、同年6月28日に457,450円が支出されていることを確認した。

このうち本件出張に係る燃料費を算出するため自動車燃料給油決裁票を確認したところ、自動車運転手は1日目の帰庁後に給油し2日目とその翌日の公用車運行後に再度給油していたことから、これを基に燃費を算出すると、次のとおりである。

$(2日目とその翌日の走行距離 588 \text{ km}) \div (\text{給油量 } 40\ell) = 14.7 \text{ km}/\ell$

このことから令和元年5月分として支出した燃料費のうち本件出張に係る燃料費を車両運転日報に記録された走行距離、燃費(14.7 km/ℓ)及び燃料単価(141円)から算出すると、次のとおりである。

(1日目) $511 \text{ km} \div 14.7 \text{ km} \times 141 \text{ 円} \times 1.08 \doteq 5,294 \text{ 円}$

(2日目) $472 \text{ km} \div 14.7 \text{ km} \times 141 \text{ 円} \times 1.08 \doteq 4,889 \text{ 円}$ 合計 10,183円

2 判断

以上の事実関係の確認の結果から、次のとおり判断する。

本件請求において、請求人は、教育長が令和元年5月9日・10日に長野県松本市へ出張した際に公用車を使用したことにより、地方自治法第2条第14項の規定に照らし、市に不当な公金の支出が生じたものであると主張する。

地方自治法第2条第14項の規定に抵触するかに関し、判例において、地方公共団体の長が契約を締結することについては、目的やその必要性、契約に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす社会的要因その他の諸般の事情を考慮した合理的な裁量に委ねられ

ており、前記のような諸般の事情を考慮した上でなお、地方公共団体の長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを乱用するものと評価されるものでなければ違法となるものではないと解するのが相当であると判示されている。

また、公用車の使用そのものについては、公務を機動的かつ円滑に務めるための移動における迅速性の確保等の観点から広く裁量が認められるものであって、経済性の観点のみならず、移動距離や所要時間のほか、さまざまな事情を勘案し決定されるべきものであると考える。

なお、請求人が主張する市の条例における「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費」の規定は、職員に支給する旅費計算にあたっての基本原則を定めたものであって、これにより公用車の使用の当否を判断するものではないと考える。

本件出張にあたっては、旅行命令等の所定の手続及び関連する経費の支出に係る所定の手続がなされていることが認められ、公用車の使用そのものについても、著しく不当な運用であったとする理由は見受けられず、他の交通手段との経費の比較のみによって、直ちに地方自治法の規定に抵触し、違法又は不当であったとまでは言えないことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

3 結論

以上のとおり、請求人が求める措置については理由がないことから、本件請求を棄却する。

4 意見

本件監査の結論としては、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

教育長は、教育行政に関し広範かつ重要な職責を有しており、その職務の性質上、移動を伴う公務が多々あることから、公用車を使用する機会も多い。前述のとおり、公用車の使用にあたっては、公務を機動的かつ円滑に務めるための移動における迅速性の確保等から総合的に判断する必要があるとあり、経済性の観点のみで判断されるものではなく、また、職員に支給する旅費計算にあたっての基本原則を用いて公用車の使用の当否を判断するものではない。しかしながら、本件請求がなされた事実を鑑みれば、今後はそうした観点も踏まえた上で総合的に判断するなど、公用車の使用にあたって市民に疑念を与えることのないよう、適正な運用が行われるよう望むものである。